

岩手沿岸南部広域環境組合財務規則

平成18年 4月21日 規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(財務の取扱い)

第2条 財務に関しては、釜石市予算規則（平成13年釜石市規則第19号）、釜石市会計規則（平成13年釜石市規則第20号）、釜石市契約規則（平成13年釜石市規則第21号）、釜石市公有財産管理規則（平成13年釜石市規則第22号）、釜石市物品管理規則（平成13年釜石市規則第23号）及び釜石市債権の管理に関する規則（平成13年釜石市規則第24号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。